

認定証更新や限度額変更

国民健康保険など

限度額適用認定証更新

高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きが必要で、30年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食

必要な方は、更新の手続きが必要で、30年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食

高額療養費の自己負担限度額変更

70歳以上で国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入している方のうち、市民税が非課税世帯でない方の高額療養費の自己負担限度額が、30年8月診療分から表のとおり変更となります。変更となるのは、所得区分が現役並み所得者か一般に該当する方です。低所得者ⅡかⅠに該当する方の限度額は変更ありません。現役並み所得者の中で、所得区分がⅠとⅡに該当し、入院などにより高額な医療費がかかる方は、申請により限度額適用認定証を交付できます。詳しくは市ホームページを見るか同課へ問い合わせください。

市民健康バスツアー

8月5日(日)9時~16時、大和駅前集合。昭和薬科大学薬草園(町田市東玉川学園)見学、薬膳昼食会、健康セミナーなど。市内在住で60歳以上の方対象。定員11人(抽選)。国(公社)大和綾瀬薬剤師会。 1500円。 7月1日~10日に「市民健康バスツアー希望」、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢を同会事務局へ046・263・2819。当選者には7月15日までに連絡。 046・263・7010。

福祉プラザ。離乳食の話と試食、身体測定。講師は管理栄養士、保健師。9~12か月児の保護者対象。母子健康手帳持参。定員20人(申込順)。 7月2日から健康づくり推進課077・1133。



結核検診

7月28日(土)11時~11時30分、保健福祉プラザ。市内在住で15歳以上の方対象(妊娠中は受診不可)。 健康づくり推進課077・1133。

子ども食育サミット

8月1日(水)10時~12時30分、保健福祉プラザ。野菜にまつわるクイズと工作、地場産物を使用したビュッフェスタイルの食事。年長児~小学4年生対象(保護者の送迎要)。エプ

健康度見える化コーナー」相談会 7月26日(木)13時30分~15時、保健福祉プラザ。同コーナー機器の結果を全て印刷し、希望者へ結果の見方や生活習慣改善について保健師や管理栄養士がアドバイス。定員30人(先着順)。 健康づくり推進課077・1133。

年中・年長さんのむし歯予防教室

7月26日(木)10時~11時30分、保健福祉プラザ。永久歯の虫歯予防のブラッシング指導と歯科相談。土産と簡単おやつを試食あり。4~5歳児と保護者対象。歯ブラシとコップ持参。定員30組(申込順)。 国(一社)大和歯科医師会。 7月2日から健康づくり推進課077・1133。

離乳食カミカミ教室

7月27日(金)10時~11時30分、保健

事代も減額できる場合があるので、入院日数の確認ができる領収書も持参してください。

7月23日~8月31日に必要な方の国民健康保険証と現在の認定証を持参し、保険年金課へ直接。

70歳以上で国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入している方のうち、市民税が非課税世帯でない方の高額療養費の自己負担限度額が、30年8月診療分から表のとおり変更となります。

所得区分がⅠとⅡに該当し、入院などにより高額な医療費がかかる方は、申請により限度額適用認定証を交付できます。詳しくは市ホームページを見るか同課へ問い合わせください。

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に今年度の保険料決定通知書と納入通知書を送付します。保険料額は、前年(29年1月~12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所

各種通知書を送付

後期高齢者医療制度

得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。計算は被保険者個人単位で行います。均等割額は4万1600円に、所得割率は8・25%、限度額は62万円となっています。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。

①年金給付額が年額18万円未満
②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える
③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になった方、転入した方など)
④特別徴収から口座振替に変更するなど
保険料の未納がない方は、申し出により支払い方

〈平成29年8月診療分~平成30年7月診療分〉

自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	5万7600円	8万100円(総医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降の場合4万4400円)
一般	1万4000円(※1)	5万7600円(4回目以降の場合4万4400円)

※1 8月~翌年7月の自己負担額の合計が、年間上限14万4000円を超えた場合、差額を給付

〈平成30年8月診療分から〉

自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円(総医療費が84万2000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降の場合14万100円)	
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	16万7400円(総医療費が55万8000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降の場合9万3000円)	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万100円(総医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降の場合4万4400円)	
一般	1万8000円(※2)	5万7600円(4回目以降の場合4万4400円)

※2 8月~翌年7月の自己負担額の合計が、年間上限14万4000円を超えた場合、差額を給付

法を特別徴収から口座振替に変更できます。被保険者証、減額認定証更新

現在使用の後期高齢者医療被保険者証(桃色)の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。新しい保険証(橙色)は7月中旬に簡易書留で郵送します。有効期間は8月1日~32年7月31日です。8月

申請で納付免除・猶予も

国民年金保険料

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月~来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。

第1号被保険者で次のいずれかに該当する方。
①本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内
②失業、倒産、廃業が確認できる
③障がい者か寡婦で前年所得が125万円以下
④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給
⑤特別障害給付金を受給(全額免除対象。毎年申請要)

必要なもの
①年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの
②印鑑(本人署名の場合は不要)
③市で前年所得の状況が確認できない方は、前年所得の分かるもの
④昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証
⑤特別障害給付金を受給している方は、同給付金額通知書
■ 結果
日本年金機構から承認通知書送付(一部免除の方には区分に応じた納付書も送付)。
■ 保険年金課へ直接。
■ 問い合わせ先
同課 070・5618
木年金事務所 046・23・7171